

平成13年度 施策別 取組 方向

部局名：県土整備部

施策番号	施 策 名		
541	住民参画によるまちづくり		
【2010年度の目標】 地域の個性が生きる魅力ある美しい生活空間を備えたいつまでも住みたいまち、住みたく、訪れたいまちづくりが、住民の参画によって進んでいます。			
項 目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標 (2010年度の目標)
まちづくり協議会数	10地区	11地区	15地区 (35地区)
地区計画策定地区数	34地区	51地区	59地区 (100地区)

1 平成11年度の取組

(1) 平成11年度の取組概要とその成果

住民・市町村が主体的にまちづくりに取り組むことを促進するため、まちづくりの理念の普及啓発を目的とした講演会・交流会を開催した。その結果、特に交流会を実施した地区においては、住民参加のまちづくりに取り組んでいこうとする気運が高まっている。

住民と県のパートナーシップによるまちづくり活動を推進するため、道路・河川等公共施設の維持管理への参加として、従来の美化ボランティア活動支援のほか、11年度から県管理道路の一定区間の草刈り・清掃を行う「ふれあいの道里親事業」を開始したところ、当初予想の33団体を超える40団体が道路の里親になり、地域のまちづくりへの関心向上につながった。

公共事業に対する住民の理解・協力を高めるため、計画策定段階から住民が参加するモデルとして、「住民参加型みちづくり事業」において、県道の赤目滝線（名張市）と七色峡線（熊野市）の2箇所、住民と行政がワークショップ方式により計画案の検討を始めた。

(2) 平成11年度の取組に対する問題点

住民参画によるまちづくりを進めるにあたっては、現状では、まちづくりに関する人材の不足、情報の不足、実現化へのルールが確立されていないことや、それぞれの役割分担が不明確であることなどの課題がある。

また、まちづくりは、市町村が地域の特性を考慮して主体的に推進していくことが基本であり、今後、さらに市町村が積極的に取り組んでいくことができるような仕組みづくりを行う必要がある。

2 平成12年度の取組と成果見込み

市町村がまちづくりに積極的に取り組めるよう、住民参加のまちづくり活動にかかる先進的事例などの情報の提供を行うとともに、普及啓発活動である講演会・交流会の実施にあつては、市町村が企画運営に主体的に取り組めるようにする。また、市町村の意向や住民等のニーズの把握のため、まちづくりに関するアンケート調査や各市町村に出向いてのまちづくりに関する意見交換（市町村まちづくり行脚）などを行う。

住民参加の維持管理としては、美化ボランティアや道路の里親団体の新規開拓に努めるとともに、道路、河川及び都市公園の草刈りについて自治会等への委託を開始する。

計画策定段階からの住民参加としては、「住民参画型みちづくり事業」を11年度実施箇所について引き続き実施するとともに、新たに鈴鹿環状線（鈴鹿市）と磯部大王線（阿児町）において実施する。

また、三重県屋外広告物条例に基づく「東紀州沿道景観地区」の指定にあつては、検討会に地域住民代表の参加を求め、屋外広告物の基準設定の段階からともに議論していく。

3 平成13年度以降に向けての取組方向

住民主体のまちづくりを推進していくにあつては、県が先導役となつて普及啓発につとめるとともに、住民に最も近い市町村が主体的にまちづくりの取り組みが行えるよう、市町村の意向を踏まえた支援援助の方策を考え、県まちづくり条例の制定への取り組みも視野に入れながら、「三重のまちづくり指針（仮称）」を策定する。

さらに、地域の実情にあつたまちづくりを市町村や地域の住民が主体的に取り組むことができるよう、都市計画法、建築基準法、屋外広告物条例など、まちづくりに関する業務について、市町村への権限移譲を進める。

住民参加の維持管理及び計画策定段階からの住民参加については、現在実施しているモデル事例や先進事例を評価・分析し、住民・市町村の意向を踏まえながら、今後の事業推進にあつてのシステムづくりに取り組んでいく。